

北本市議会 議会報告会（第 42 回） 次第

令和 6 年 10 月 26 日（土）
午前 9 時 30 分から 南部公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会 広報広聴委員長

2 あいさつ 議 長

3 各議員による自己紹介

4 議会報告会の進め方について

5 【第 1 部】 定例会の報告

（1） 令和 6 年第 3 回定例会の報告

ア 先議・追加議案等の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉 会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
4 3	令和 5 年度北本市一般会計 歳入歳出決算の認定について (各部課)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 2 6 4 億 5 4 3 万 2, 7 9 5 円 (2) 歳出決算額 2 5 1 億 1, 4 0 3 万 2, 3 5 6 円 2 内容 歳入歳出差引額は 1 2 億 9, 1 4 0 万 4 3 9 円となり、このうち 1 億 3, 9 3 7 万 1, 0 0 0 円を繰越明許費として、2 1 9 万 3, 0 8 0 円を事故繰越しとして、それぞれ翌年度へ繰り越す財源としたことから、1 1 億 4, 9 8 3 万 6, 3 5 9 円を決算剰余金として令和 6 年度に繰り越した。
4 4	令和 5 年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 1 0 億 9, 9 4 9 万 8, 0 3 8 円 (2) 歳出決算額 1 0 億 7, 0 0 2 万 8, 7 7 8 円 2 内容 歳入歳出差引額 2, 9 4 6 万 9, 2 6 0 円を決算剰余金として令和 6 年度に繰り越した。
4 5	令和 5 年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (都市整備部久保土地区画整理事務所)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 5 億 4, 7 9 1 万 1, 3 9 1 円 (2) 歳出決算額 5 億 2, 5 3 2 万 3 2 9 円 2 内容 歳入歳出差引額は 2, 2 5 9 万 1, 0 6 2 円となり、このうち 1 0 5 万円を繰越明許費として、翌年度へ繰り越す財源としたことから、2, 1 5 4 万 1, 0 6 2 円を

		決算剰余金として令和6年度に繰り越した。
4 6	令和5年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 6 4 億 8, 3 8 9 万 6 3 2 円 (2) 歳出決算額 6 3 億 8, 0 2 8 万 5, 1 1 9 円 2 内容 歳入歳出差引額 1 億 3 6 0 万 5, 5 1 3 円を決算剰余金として令和6年度に繰り越した。
4 7	令和5年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (福祉部高齢介護課)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 5 6 億 9, 4 8 8 万 3, 5 4 3 円 (2) 歳出決算額 5 4 億 4, 1 2 9 万 6, 4 0 3 円 2 内容 歳入歳出差引額 2 億 5, 3 5 8 万 7, 1 4 0 円を決算剰余金として令和6年度に繰り越した。
4 8	令和5年度埼玉県央広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について (埼玉県央広域公平委員会)	1 趣旨 (1) 歳入決算額 5 0 万 3, 9 2 6 円 (2) 歳出決算額 2 7 万 1, 2 5 5 円 2 内容 歳入歳出差引額 2 3 万 2, 6 7 1 円を決算剰余金として令和6年度に繰り越した。
4 9	令和5年度北本市公共下水道事業会計決算の認定について (都市整備部建設課)	1 趣旨 (1) 収益的収入及び支出決算額 ア 下水道事業収益 1 0 億 6, 2 5 2 万 7, 1 7 6 円 イ 下水道事業費用 9 億 3, 8 8 2 万 8, 7 1 1 円 (2) 資本的収入及び支出決算額 ア 下水道事業資本的収入 3 億 2, 2 9 2 万 7, 2 7 0 円

		イ 下水道事業資本的支出 6億4,686万8,470円 2 内容 当年度純利益は1億316万9,290円となった。
50	北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (政策推進部政策推進課、福祉部共生福祉課)	1 趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、利用することができる特定個人情報の範囲を拡大するもの 2 内容 利用することができる特定個人情報の範囲の拡大(別表第2) 3 施行期日 公布の日
51	北本市税条例の一部改正について (総務部税務課)	1 趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 公益信託に係る規定の整備(第34条の7・附則第4条の2) (2) 規定の整備(第56条) 3 施行期日 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日ほか
52	北本市国民健康保険条例の一部改正について (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整備をするもの 2 内容 罰則に係る規定の整備(第12条) 3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第1項) 令和6年12月2日 (2) 経過措置(附則第2項)

5 3	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (こども健康部保険年金課)	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求めるもの
5 4	令和5年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (都市整備部建設課)	令和5年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積み立てること等について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの
5 5	子どもの権利擁護委員の委嘱について (総務部人権推進課)	現委員の原田茂喜氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を委嘱するため議会の同意を求めるもの
5 6	子どもの権利擁護委員の委嘱について (総務部人権推進課)	現委員の安摠鏡氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を委嘱するため議会の同意を求めるもの
5 7	令和6年度北本市一般会計補正予算(第4号) (各部課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 253億1,467万1千円 (2) 補正後の額 260億7,183万8千円 歳入歳出それぞれ7億5,716万7千円を追加 2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正等を行い、歳入については、地方特例交付金及び普通交付税の確定に伴う所要額を補正し、令和5年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
5 8	令和6年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 12億6,470万円 (2) 補正後の額 12億9,416万8千円

		歳入歳出それぞれ 2, 9 4 6 万 8 千円を追加 2 内容 歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入については、令和 5 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行い、補正予算収支の均衡を図った。
5 9	令和 6 年度北本都市計画事業久保特定土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） （都市整備部久保土地地区画整理事務所）	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 0 億 4, 5 6 0 万円 (2) 補正後の額 1 0 億 4, 5 6 0 万円 歳入予算の補正のみ。歳入歳出総額に変更なし 2 内容 令和 5 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
6 0	令和 6 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） （こども健康部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 4 億 3, 5 2 0 万円 (2) 補正後の額 6 4 億 3, 5 2 0 万円 歳入予算の補正のみ。歳入歳出総額に変更なし 2 内容 令和 5 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
6 1	令和 6 年度北本市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 0 億 1, 7 7 8 万 4 千円

	(福祉部高齢介護課)	(2) 補正後の額 6 2 億 3, 3 4 9 万 8 千円 歳入歳出それぞれ 2 億 1, 5 7 1 万 4 千円を追加 2 内容 歳出については、事業費の確定に伴う所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金積立金を増額し、歳入については、令和 5 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
--	-------------------	--

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
1 5	専決処分の報告について (和解をし、損害賠償の額 を定めることについて) (教育部学校教育課)	1 概要 北本市立西小学校において発生 した事故に関し、和解をし、損害 賠償の額を定めることについて、 地方自治法第180条第1項の規 定により専決処分したので、同条 第2項の規定により報告するもの 2 損害賠償の額 132,000円 3 専決処分の日 令和6年7月10日
1 6	令和5年度北本市財政の健全 化判断比率の報告について (政策推進部財政課)	令和5年度北本市財政の健全化判 断比率について、地方公共団体の財 政の健全化に関する法律第3条第1 項の規定により、監査委員の意見を 付けて報告するもの
1 7	令和5年度北本市公営企業 の資金不足比率の報告につ いて (都市整備部建設課)	令和5年度北本市公営企業の資金 不足比率について、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律第22条 第1項の規定により、監査委員の意 見を付けて報告するもの

追加議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
6 2	教育委員会教育長の任命に ついて (政策推進部市長公室)	教育委員会教育長に宮尾孝氏を任 命するため議会の同意を求めるもの

令和6年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第4号
受 理 年 月 日	令和6年8月19日
件 名	「日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書」の国会提出を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工 藤 日出夫、毛 呂 一 夫、桜 井 卓、 湯 沢 美 恵、中 村 洋 子

【請願趣旨】

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日、発効に必要な50か国が批准し、2021年1月22日に発効しました。その後も批准国は増えて、2024年6月5日現在93か国が署名し、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの日本国民が長年にわたり求めてきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵略を始め、プーチン大統領は核兵器による威嚇発言をしました。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区に侵攻しているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器は抑止力などではなく、いつでも使用可能な兵器であることを示しています。よって、核兵器廃絶は人類と地球を守るために緊急かつ切実な課題となっています。

核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する先頭に立つべきです。核兵器のない世界を強く望む国内外の人々は、日本が参加することを求めています。日本政府が、核保有国と非核保有国の橋渡しをするというのであれば、まずは2025年3月3日から7日までニューヨークで開催される、核兵器禁止条約第3回

締約国会議にオブザーバー参加するべきです。

非核平和宣言都市である北本市議会として、衆参両院議長および内閣総理大臣に「日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書」を提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

「日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書」を国会及び政府に提出してください。

委提第 3 号

日本政府が核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加
することを求める意見書

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、日本政府が核兵器禁止条約第 3
回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を次のとおり
提出する。

令和 6 年 9 月 27 日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー 参加することを求める意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、2020年10月に50か国に達したため、2021年1月に発効しました。2022年6月に第1回締約国会議が開催され、北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバー参加しており、80か国以上が参加しました。さらに2023年11月には第2回締約国会議が開催され、94か国が参加、オブザーバー参加は35か国（ドイツ、オーストラリアを含む）となりました。核兵器禁止条約には、現時点で93か国が署名、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの日本国民が長年にわたり求めてきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。日本国内では、核兵器禁止条約について、多くの府県知事が賛同し、多くの市区町村議会から署名・批准を求める意見書が提出されています。

世界の紛争地域をみれば、大国は核兵器による威嚇を行い、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされています。核兵器の非人道性を知る世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する先頭に立つべきです。核兵器のない世界を実現するために、また日本政府が方針として示している、核保有国と非核保有国との橋渡しをするという意味でも、2025年3月に開催される第3回締約国会議にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長